

共生社会の形成に向けた 交流及び共同学習の推進



山形盲学校と上山明新館高校 フロアバレーボール



楯岡特別支援学校 老人介護施設での地域交流



米養長井校と豊田小学校 長井校まつり



ゆきわり養護学校 地元の学校での居住地校交流

平成28年4月、「障害者差別解消法」が施行され、障がいのある方への差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供義務が規定されました。教育分野においても、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムのさらなる推進が求められています。

そのような動向の中、「交流及び共同学習」は、学校を起点とする共生社会の形成に向けた取組としてますます重要性を高めています。

障がいのある子どもの自立と社会参加を促進し、社会を構成する様々な人々が共に支え合って生きていくことを学ぶ機会となる「交流及び共同学習」を今後もより一層推進していく必要があります。

平成29年4月

山形県教育庁義務教育課 特別支援教育室

1 交流及び共同学習の意義

我が国は、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指しています。そのためには、障がいのある人と障がいのない人が互いに理解し合うことが不可欠であり、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたち、あるいは、地域社会の人たちとが、ふれ合い、共に活動する機会を設けることが大切です。

共生社会の形成

障がいのある子どもたちにとって

経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育む機会となります。



障がいのない子どもたちにとって

障がいのある人への理解を深め、他者を尊重する気持ちや思いやりの心を育てる機会となります。

交流及び共同学習は、障がいのある子どもにとって有意義であるばかりではなく、幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校等の子どもたちや地域の人たちが、障がいのある子どもとその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会です。

また、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあります。

<小学校学習指導要領> (平成 20 年 3 月告示)
第 1 章 総則 第 4 の 2

※幼稚園、中学校、高等学校にも同様の記述あり

(12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

<特別支援学校小学部・中学部学習指導要領> (平成 21 年 3 月告示) ※幼稚部、高等部にも同様の記述あり
第 1 章 総則 第 2 節 第 4 の 1

(6) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、学校相互の連携や交流を図ることに努めること。特に、児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

<障害者基本法> (平成 23 年 8 月改正)
(教育) 第 16 条

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

<山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例> (平成 28 年 4 月 1 日施行)
(福祉に関する教育等) 第 13 条

県は、障がい者である児童及び生徒と障がい者でない児童及び生徒との交流及び共同学習の機会の確保並びに福祉に関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

2 交流及び共同学習の形態

学校間における「交流及び共同学習」

特別支援学校と幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校等との交流及び共同学習です。

教科等の学習や学校行事などの直接的な交流だけでなく、お手紙やお便り、作品の交換などの間接的な交流もあります。

それぞれの学校が、意義や目的を理解し合い、互いの教育課程に位置付けて、指導目標を明確にしながら取り組むことが大切です。



新庄養護学校と升形小学校

幼保、小・中学校、
高等学校 等



小・中学校

特別支援学級

通常の学級



居住地校における「交流及び共同学習」

特別支援学校に通う子どもたちと、居住する地域の小・中学校等の子どもたちの交流及び共同学習です。

障がいのある子どもたちは、地域社会の一員として豊かに生きるための生活基盤を形成することが求められています。また、障がいのない子どもたちは、地域の仲間として自然に関わりながら障がいのある子どもの理解を深めていくことが求められています。

学校間で十分に連携し、子どもの状況や教育課程等に配慮しながら無理なく進めるとともに、共生社会の形成に向けて積極的にその機会を設けていく必要があります。

居住地の
小・中学校



地域の方々

山形聾学校と
地域の子ども会



小・中学校内における「交流及び共同学習」

特別支援学級の子どもたちと通常の学級の子どもたちの校内における交流及び共同学習です。

特別支援学級の子どもたちは、少人数の学習形態が多いため、社会性を育む上で、同学年の通常の学級の友達など大きな集団での関係づくりが必要です。通常の学級の子どもたちにとっては、身近な友達と一緒に授業を受けたり遊んだりする中で障がいの理解や思いやりの気持ちなど、豊かな心が育ちます。

学校全体の共通理解はもちろん、担任間で互いの指導目標や学習内容について十分に理解し、連携を図ることが大切です。

地域における「交流及び共同学習」

特別支援学校、特別支援学級とその学校のある地域の人々との交流及び共同学習です。

障がいのある子どもたちは、地域の方々とのふれ合いを通して、社会性を身に付けることができます。

また、地域の方々にとっては、障がいのある子どもたちやその子どもたちの学校、学習に対する理解を深める機会となります。

学校便りなどによる地域への情報発信や地域のボランティア活動への参加など、常日頃から地域に開かれた学校づくりを進めることが大切です。

3 交流及び共同学習 Q & A



Q 交流及び共同学習を効果的に進めるポイントを教えてください。

- A 交流及び共同学習を効果的に進めるためには、両校の綿密な連携が何よりも大切です。
- 具体的には、どの子ども意欲的かつ安全に取り組むことができる活動内容の検討、子ども同士の関わりがより充実するための手だての確認などが行なわれます。その際は、「それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか」という視点を踏まえて、双方にとっての教育的価値を明確にして検討することが大切です。また、実施後も、お手紙やお便りを交換するなど、つながりを深めていくことで、交流及び共同学習のより一層の充実につながります。

Q 交流及び共同学習を行う際の手続きや教育課程上の位置付けについて教えてください。

- A 学校間交流の場合は、基本的に学校間のやり取りがスタートになります。両校の合意のもと、交流の内容や方法について、実施に向けた調整を進めることとなります。
- 居住地校交流の場合は、まず、在籍校（特別支援学校）で本人・保護者の希望を受け、ねらいや手だてを共通理解した上で、本人の体調等を踏まえながら回数や実施方法を検討します。その後、相手校と調整を図り、具体的内容や実施日時等を決めていくこととなります。
- 交流及び共同学習は、それぞれの学校の授業として教育課程上に位置付け、指導の目標などを明確にし、適切な評価を行うことが必要です。したがって、学校間交流で他校に赴く場合はもちろん、居住地校交流の際も可能な限り教員が同行します。なお、教科の授業を行う場合は、特別支援学校の子どもの教科等の位置付けやねらいを明確にしておくことが大切です。

Q 居住地校交流を受け入れないことは合理的配慮の不提供にあたりますか。

- A 合理的配慮は、「必要かつ適当な変更・調整」「個別に必要なもの」「均衡を失した過度の負担を課さないもの」の3点で定義されています。居住地校交流が学校や設置者にとって「過度の負担を課さないもの」かどうかは、個別具体的に検討されますが、「障害者差別解消法」や「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」の趣旨を踏まえれば、基本的には、受け入れを前提に両校で協議し、実施に必要な工夫について検討すべきと考えます。それを行わず、一方的に受け入れないと決めてしまうことは、合理的配慮の不提供に該当する可能性があります。

Q 保護者が送迎する場合の交通費はどうなりますか。

- A 交流及び共同学習に係る交通費については、特別支援教育就学奨励費の支給対象となります。

Q 交流及び共同学習の際、ケガをした場合はどのような対応になりますか。

- A 在籍している学校の授業として実施するため、在籍している学校で加入している保険（日本スポーツ振興センター）の適用となります。

Q 小・中学校等での事前学習は、どう進めればよいですか。

- A 総合的な学習の時間等で、障がいの特性を理解する学習などを行います。
- 具体的には、特別支援学校からの情報の活用、センター的機能を活用した出前授業の実施などが考えられます。また、双方の教員が事前に相手校の児童生徒と関わる機会を持つことができれば、さらによりよい交流及び共同学習の実施につながると考えます。

<本リーフレットに関するお問い合わせ先>

山形県教育庁 義務教育課 特別支援教育室

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目 8-1 TEL 023 (630) 2867・3346 FAX 023 (630) 2774